

様式3

随意契約理由書

担当課
環境センター

契約内容	契約件名	清掃センター定期点検補修工事
	業務概要	清掃センター各設備の定期点検及び補修 (燃焼設備・排ガス処理設備・計装制御設備・建築設備)
	契約金額	金149,380,000円(消費税及び地方消費税を含む)
	契約締結日	令和5年5月24日
	契約期間	令和5年5月24日 ~ 令和6年2月29日
	契約の相手	品川区南大井6-26-3 日立造船(株)東京本社
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input checked="" type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由		
<p>清掃センターのゴミ焼却処理の安定を図るため、毎年、定期点検補修工事を行っているが、令和3年度から同施設では基幹的設備改良工事も並行して実施している。</p> <p>両工事とも、市民生活に直結しているゴミ処理施設の休止を伴う工事であることから、両工事間で綿密な工程調整を行うことで、施設が休止となる事態を最小限にとどめ、市民生活への影響をできる限り抑える必要がある。</p> <p>そこで、基幹的設備改良工事を受注した日立造船株式会社東京本社が本工事を併せて実施することにより、両工事間での調整に要する時間を最小限にすることが可能となるため、随意契約を締結するものである。</p>		

様式3

随意契約理由書

担当課
食のまちづくり推進課

契約内容	契約件名	食のまちづくり拠点施設周辺法定外道路改修工事
	業務概要	食のまちづくり拠点施設周辺の法定外道路の改修工事を行う。
	契約金額	金10,450,000円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年6月8日
	契約期間	令和5年6月8日 ～ 令和5年12月15日
	契約の相手	南房総市久枝1244-1 リバージュ202 東海建設株式会社
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input checked="" type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由		
<p>契約の相手は、食のまちづくり拠点施設整備事業の契約相手であるSPC構成企業であり、SPC内で建設工事を担う企業である。また、本改修工事は食のまちづくり拠点施設の進入路として整備するものであり、工事対象の法定外道路が拠点施設用地を縦断する等、拠点施設整備工事と密接に関連する付帯的な工事である。法定外道路の拡幅用地は拠点施設整備用地にあたり、拠点施設整備内で造成工事完了後に本工事を施工する等、本工事の工程管理や工事品質が拠点施設整備工事に大きく影響を与えることが想定される。工期についても、拠点施設開業までに整備完了が必須であり、拠点施設の工期と重なることになる。</p> <p>本工事を拠点施設整備工事と同一事業者により整備することで、並行して行われる拠点施設整備工事との調整が円滑に進められると共に、工事の安全かつ適切な施工を確保する上でも有利と認められる。</p>		

様式3

随意契約理由書

担当課

こども課

契約内容	契約件名	房南こども園（調理室）空調機改修工事		
	業務概要	房南こども園の調理室へエアコンを設置する		
	契約金額	金1,287,000円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年6月27日		
	契約期間	令和5年6月27日	～	令和5年7月10日
	契約の相手	館山市長須賀672 株式会社 和泉電機		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下			
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			
	随意契約理由			
<p>房南こども園調理室空調機の故障による改修工事となるが、故障した空調機は2007年製であることから部品の収集等に時間を相当要し、また、修繕しても再度故障してしまう可能性が高い。併せて、調理室は衛生管理や防火の観点から密閉された空間で、調理のため火器を扱うことから、空調機が使用できない場合、室温は非常に高温になることが予想される。このため、夏直前の現在、空調機が使用できない場合、調理員の熱中症をはじめとする健康面の危険性が非常に高いため、緊急で空調機を改修する。</p> <p>なお、当該事業者は今回の故障に際し、何度も当該機について診断しており現場を熟知している。また早急な対応が可能であり価格も適正であるため、当該事業者と随意契約する。</p>				

様式3

随意契約理由書

担当課
農水産課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（洲宮地内 農地法面補修工事）
	業務概要	災害復旧工事 ・農地法面補修工事 一式
	契約金額	金529,100円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年6月8日
	契約期間	令和5年6月9日 ～ 令和5年8月25日
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業

根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	

随意契約理由

令和5年6月3日の台風2号の豪雨により、農地の一部が崩壊した。農地を利用している農業者の営農に支障が生じている。地元区より早急に現状復旧し営農活動の安全確保ができるようにするため、緊急応急工事を行うものとする。
 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会員の(有)鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。